

議 第 5 1 号

浜屋川脇の駐輪場上屋倒壊による車両物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

本市管理の浜屋川脇の駐輪場（駅前一丁目地内）の上屋倒壊事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

令和3年（2021年）4月27日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
（記載削除）	柏崎市は、相手方の車両の被害総額（1,485,000円）、レッカー費用（22,000円）及び代車費用（352,000円）のうち、100パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 1,859,000